

行政行為の公定力、違法性の承継、取消訴訟の原告適格等に関する主な裁判例

【特定事業主の争訟に関する裁判例】	2
東京高判平成 29 年 9 月 21 日（医療法人社団 X 事件）	2
東京地判令和 4 年 4 月 15 日（一般社団法人 Y 財団事件地裁判決）	9
東京高判令和 4 年 11 月 29 日（一般社団法人 Y 財団事件高裁判決）	12
山口地判令和 4 年 9 月 21 日（メリット制適用事業主の保険給付に係る訴えの利益が否定された事例）	13
【公定力の範囲及び違法性の承継に関する裁判例】	15
最判平成 12 年 4 月 11 日（富士通半導体訴訟上告審判決）	15
最判平成 13 年 6 月 12 日（生ゴミ処理装置事件）	16
最判平成 17 年 4 月 14 日（処分取消請求事件）	18
最判平成 18 年 1 月 19 日（裁決取消請求事件）	19
最判平成 21 年 12 月 17 日（建築確認処分取消等請求、追加的併合申立て事件）	20
最判平成 22 年 6 月 3 日（損害賠償請求事件）	21
【行政行為の効力に関する裁判例】	23
最判昭和 28 年 9 月 4 日（土地賃貸借解約許可取消指令取消請求上告事件）	23
最判昭和 33 年 9 月 9 日（農地買収令書取消処分無効確認請求上告事件）	23
最判昭和 43 年 11 月 7 日（所有権確認等請求上告事件）	24
東京高判平成 16 年 9 月 7 日（障害年金再裁定処分取消等請求控訴事件）	25
最判令和 3 年 6 月 4 日（被災者生活再建支援金支給決定取消処分取消請求本訴、不当利得返還請求反訴、不当利得返還請求事件）	26
【取消訴訟の原告適格に関する裁判例】	29
最判昭和 53 年 3 月 14 日（ジュース事件）	29
最判平成元年 2 月 17 日（新潟空港定期航空運送事業免許処分取消訴訟上告審判決）	29
最大判平成 17 年 12 月 7 日（小田急高架化訴訟上告審）	30
最判平成 13 年 2 月 22 日（レンゴー事件）	31
【争点効に関する裁判例】	33
最判昭和 44 年 6 月 24 日（登記手続請求事件）	33
最判昭和 51 年 9 月 30 日（所有権移転登記等請求上告事件）	34
最判平成 10 年 6 月 12 日（報酬金等請求事件）	34

【特定事業主の争訟に関する裁判例】

東京高判平成 29 年 9 月 21 日（医療法人社団 X 事件）

＜概要＞

脳出血を発症した被災労働者は、当該疾病につき原告（医療法人）の運営する病院における業務上の災害として労災保険給付を請求し、監督署長は支給決定をしたところ、その後、管轄都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官は、メリット制度に基づき、支給決定を行った年度の労災保険料率をプラス 40% として原告に通知し、労働保険料認定決定（以下「本件処分」という。）を行った。

原告は、本件労災認定はその判断を誤った違法なものであり、これを前提になされた本件処分も労災保険給付支給決定の違法性を承継しているため違法であるとして、本件処分の取消を求めて提訴をしたところ、労災保険給付支給決定の違法を本件処分の取消事由として主張することは許されないとされた。

＜判決＞

※高裁判決は、原判決（東京地判平成 29 年 1 月 31 日）を補正しつつ引用しているため、以下、補正後の原判決から引用する。

第三 当裁判所の判断

一 争点（1）（労働保険料認定処分の取消訴訟において特定事業主が業務災害支給処分の違法を主張することができるか否か）について

（1）特定事業主が自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟において特定事業主が原告適格を有するか否かについて

労働保険料認定処分の取消訴訟において特定事業主が同処分の前提とされた業務災害支給処分の違法を主張することができるか否かを検討するに当たっては、後記（2）ウのとおり、特定事業主が自らの事業に係る業務災害支給処分の適否を争うにつきどのような手続的保障が与えられているかが考慮の対象となるので、その前提として、特定事業主が自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟において原告適格を有するか否か、すなわち、同処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」（行訴法九条一項）に当たるか否かについて、以下検討する。

...

（ウ）特定事業主の自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟における原告適格の有無について

上記（イ）のとおり、特定事業においては、当該事業につき業務災害が生じたとして業務災害支給処分がされると、当該処分に係る業務災害保険給付等の額の増加に応じて当然にメリット収支率が上昇し、これによって当該特定事業主のメリット増減率も上昇するおそれがあり、これに応じて次々年度の労働保険料が増額されるおそれが生ずることとなる。

したがって、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分がされた場合、同処分の名宛人以外の者ではあるものの、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、他方、同処分がその違法を理由に取り消されれば、当該処分は効力を失い、…これに応じた労働保険料の納付義務を免れ得る関係にあるのであるから、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するものというべきである。

…

（2）労働保険料認定処分の取消訴訟において特定事業主が同処分の前提とされた業務災害支給処分の違法を主張することができるか否かについて

上記（1）において検討したとおり、特定事業主が自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有すると解されることを前提とした上で、労働保険料認定処分の取消訴訟において特定事業主が同処分の前提とされた業務災害支給処分の違法を主張することができるか否かについて、以下検討する。

ア いわゆる違法性の承継の有無について

（ア）…いわゆる違法性の承継の問題については、たとえ先行の処分に違法性があるとしても、取消判決等によりその公定力ないし不可争力が排除されない限り、原則として、…後行の処分の取消訴訟において先行の処分の違法を後行の処分の取消事由として主張することは許されないものと解されるが、例外的に、個別の処分について定める実定行政法規の解釈として先行の処分と後行の処分とが同一の目的を達成するための一連の手続を構成し、相結合して1つの効果を実現しているといえるか否か、先行の処分と後行の処分とが実体的に相互に不可分の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行の処分に留保されているといえるか否か、先行の処分の段階においてその適否を争うための手続的保障が後行の処分により不利益を受ける者に与えられてい

るといえるか否か等の事情を総合的に考慮し、公定力ないし不可争力により担保されている先行の処分に係る法律効果の早期安定の要請を犠牲にしてもなお、先行の処分の違法を主張することにより後行の処分の効力を争おうとする者の手続的保障を図るべき特段の事情があるといえる場合には、違法性の承継が肯定され、取消判決等により先行の処分の公定力ないし不可争力が排除されていなくても、後行の処分の取消訴訟において先行の処分の違法を後行の処分の取消事由として主張することが許されるものと解するのが相当である（平成二一年最高裁判決参照）。

...

(イ) 原告は、徴収法一二条三項の要件解釈の問題として、同項の「支給が行われた給付金」とは「適法に支給が行われた給付金」を意味し、本件では業務起因性がないにもかかわらず違法に労災保険給付がされたにすぎず、このような給付がされたことを前提とした本件認定処分は違法であり、本件訴訟において原告が労働災害事故の不存在を主張し得ることは明らかであると主張する…。

しかしながら、徴収法一二条三項は、メリット収支率の算定の基礎として、業務災害に関する保険給付の額に業務災害に係る特別支給金の額を加えた額（業務災害保険給付等の額）を挙げており、これらの金額自体は客観的に定まるものである上、業務災害支給処分がされてから相当期間経過後に同処分の処分庁ではない都道府県労働局長が労働保険料認定処分をするに当たり改めて当該業務災害支給処分の適法性を吟味することが予定されているとはいえない（このことは、業務災害支給処分に対する不服申立てにおいては、審査に当たり専門的かつ技術的な知識を求められることから、審査請求については労働者災害補償保険審査官に対し、再審査請求については労働保険審査会に対してするものとされているのに対し（労災保険法三八条一項）、労働保険料認定処分に対する不服申立てにおいては、このような特段の手当てがされていないことからも看取ることができる。）以上、労働保険料認定処分の要件につき、業務災害保険給付等がされたことにとどまらず適法であること（労働者の疾病等について業務起因性があること等）まで含まれると解することはできないから、原告の上記主張は採用することができない。

イ 業務災害支給処分と労働保険料認定処分の実体的な関係について

(ア) 業務災害支給処分は、迅速かつ公平な労働者の保護を図る目的で、業務災害の被災労働者等に対し、その請求に基づき、業務災害保

険給付等の金額を確定させる処分である（労災保険法一条、一二条の八第二項等）のに対し、労働保険料認定処分は、労働保険の事業の効率的な運営を図る目的で、労働保険料を適正に徴収して労働保険の事業に要する費用に充てるため、事業主に対し、労働保険料の納付義務の金額を確定させる処分である（徴収法一条、一〇条一項等参照）。

…、労働保険料を適正に徴収して労働保険の事業に要する費用に充てることは、労災保険給付に財源的な根拠を与え、ひいては迅速かつ公平な労働者の保護に資するものであるから、上記各処分は、究極的には同一の目的を達成するために行われるものということができる。

また、…業務災害支給処分は、前保険年度より増額した労働保険料認定処分を行う前提となる処分として、究極的には同処分と同一の目的を達成するための連続した一連の手続を構成しているものとみる余地もあり得るといえる。

しかし、上記各処分の効果は、労働者に対する業務災害保険給付等の支給と特定事業主に対する労働保険料の納付の義務付けといふそれぞれ異なる名宛人に対する全く異なる独立した法律効果を有するものであって、上記各処分が相結合して初めて所定の法律効果を発揮するものということはできず、後者の法律効果のみが本来的な法律効果として後行の処分に留保されているということもできない。

以上の諸点を総合すると、業務災害支給処分と労働保険料認定処分については、上記各処分は、究極的には同一の目的を達成するための連続した一連の手続を構成しているものとみる余地もあり得るといえ、相応に連続的な関連性があるということはできるものの、他方で、実体的に相互に不可分の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行の処分に留保されているものということはできないとみるのが相当である。

…

ウ 特定事業主の手続的保障について

(ア) 特定事業主は、…、自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有するものと解されるところ、労災規則は、一九条一項において、所轄労基署長は、同処分を含む保険給付に関する処分等を行ったときは、遅滞なく、文書で、その内容を請求人等に通知しなければならない旨の規定を設けているが、業務災害支給処分の内容を特定事業主に通知する旨の規定は設けられていない。

…

なお、現行の厚生労働省令である労災規則においては特定事業主に対する業務災害支給処分の通知の規定が設けられていないため、特定事業主が同処分の存在に気付かず、当該処分の取消訴訟の出訴期間が経過する場合があり得ることも想定されるが、そのような場合には、個々の事案において当該処分の存在を認識することが客観的に困難といえる事情が認められれば、行訴法一四条二項ただし書所定の「正当な理由」があると認められると解されるので、出訴期間の経過後もなお当該処分の取消訴訟を提起する途は相当程度開かれているものということができる…。

以上の諸点に鑑みれば、業務災害支給処分については、その適否を争うための手続的保障が特定事業主にも相応に与えられているものということができ、労働保険料認定処分の取消訴訟において同処分の前提とされた業務災害支給処分の違法を主張する機会が与えられなければその適否を争うための特定事業主の手続的保障に欠けるところがあるということはできない。

…

エ 業務災害支給処分の法律効果の早期安定の要請について

(イ) この点に関し、仮に、労働保険料認定処分の取消訴訟において同処分の前提とされた業務災害支給処分の違法（業務起因性の有無に係る違法等）を理由に当該労働保険料認定処分を取り消す判決がされた場合に、取消判決の拘束力（行訴法三三条一項）等を踏まえ、上記判決と整合しない従前の業務災害支給処分が所轄労基署長により職権で取り消されることとなれば、業務災害支給処分の法律効果の早期安定の要請を著しく害することとなるので、以下、上記の場合における業務災害支給処分の帰すうについて検討する。

行訴法三三条一項は、処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する旨を定めているところ、これは、取消判決の拘束力として、行政庁に対し、処分又は裁決を違法と確定した判決の判断内容を尊重し、以後その事件については、当該判決の趣旨に従って行動し、他にこれと矛盾するような処分又は裁決がある場合には、適当な措置を執るべきことを義務付けるものと解される。そして、この拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断について生ずるものである（昭和六三年（行ツ）第一〇号平成四年四月二八日第三小法廷判決・民集四六巻四号二四五頁参照）。

そうすると、仮に、業務災害支給処分の違法を理由に同処分を前提とする労働保険料認定処分を取り消す判決がされた場合において、労災保険制度における財政上の収支の均衡等の観点も踏まえ、上記判決と整合しない当該業務災害支給処分を所轄労基署長が職権で取り消すこととは、別異に解すべき特段の事情のない限り、行訴法三十三条一項の定める取消判決の拘束力に沿うものとして、適法な措置との評価を受けることになるものと解するのが相当である。

また、仮に、個別の事案における特段の事情により、取消判決の拘束力の範囲が限定され、業務災害支給処分の違法を理由に労働保険料認定処分を取り消す判決の拘束力によつても当然には所轄労基署長が職権で当該業務災害支給処分を取り消すこととはならないと解される場合があり得るとしても、一般に、違法な処分については、処分をした行政庁において、自らその違法を認めて、処分の取消しによって生ずる不利益と、取消しをしないことによって当該処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、しかも当該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときは、これを取り消すことができると解される

(最高裁昭和三九年（行ツ）第九七号同四三年一一月七日第一小法廷判決・民集二二巻一二号二四二一頁（以下「昭和四三年最高裁判決」という。）参照）ので、判決で違法とされた業務災害支給処分について、これを職権で取り消し得るかについては、上記最高裁判決の判示に係る基準に照らして個々の事案ごとの個別具体的な諸事情を総合考慮して判断することを要するものであり、労働保険料の増額を認めた労働保険料認定処分が取り消される一方で増額の根拠となった業務災害支給処分が維持されることは労災保険制度の収支の均衡を損なう結果を伴うことにも鑑みると、判決で業務災害支給処分が違法とされた場合には、同処分が所轄労基署長により職権で取り消される可能性が相応の範囲で生ずることは否定し難いものといわなければならぬ。

...

(エ) したがって、業務災害支給処分については、その法律効果の早期安定が特に強く要請されるにもかかわらず、仮に、労働保険料認定処分の取消訴訟において同処分の前提とされた業務災害支給処分の違法を主張することが認められ、その違法を理由に労働保険料認定処分を取り消す判決がされて確定すると、当該業務災害支給処分が所轄労基署長により職権で取り消され得ることとなり、上記の早期安定の要請

(ひいては労働者の保護の要請) を著しく害する結果となるものとい
うべきである。

才 小括

前記イにおいて説示したとおり、業務災害支給処分と労働保険料認定処分は、相結合して初めてその効果を発揮するものということはできず、上記各処分が実体的に相互に不可分の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行の処分である労働保険料認定処分に留保されているということはできない。

また、…上記エにおいて説示したとおり、業務災害支給処分については、その法律効果の早期安定が特に強く要請されるにもかかわらず、仮にその違法を理由に労働保険料認定処分を取り消す判決が確定すると、所轄労基署長により職権で取り消され得ることとなり、上記の早期安定の要請（ひいては労働者の保護の要請）を著しく害する結果となるものといえる。これらのこと照らすと、業務災害支給処分と労働保険料認定処分の関係については、公定力ないし不可争力により担保されている先行の処分である業務災害支給処分に係る法律効果の早期安定の要請を犠牲にしてもなお同処分の効力を争おうとする者の手続的保障を図るべき特段の事情があるとは認められないというべきである。

以上の諸点に鑑みると、特定事業に従事する労働者について業務災害支給処分がされたことを前提として当該事業の特定事業主に対し労働保険料認定処分がされている場合には、業務災害支給処分が取消判決等により取り消されたもの又は無効なものでない限り、前記アの判断枠組みに係るいずれの観点からも、労働保険料認定処分の取消訴訟において、業務災害支給処分の違法を労働保険料認定処分の取消事由として主張することは許されないものと解するのが相当である。

東京地判令和4年4月15日（一般社団法人Y財団事件地裁判決）

<概要>

精神障害を発症した被災労働者は、当該疾病につき原告の事業場における業務上の災害として労災保険給付を請求し、監督署長は支給決定をしたところ、原告は、本件労災認定はその判断を誤った違法なものとして、監督署長による労災保険給付支給決定の取消を求めた。

これに対して、労災保険法が労災保険給付支給決定との関係で特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を保護していると解する法律上の根拠は見出せず、原告適格を有しないとともに、違法性の承継の問題については、特定事業主の労働保険料認定決定に係る法律上の利益の手続的保障の観点から、同処分の取消訴訟において、労災保険給付支給決定が取り消されていない場合であっても、その違法性（業務起因性を欠くこと等）を取消事由として主張することが許される余地があるとされた。

<判決>

(1) 労災保険制度の構造

ア …労災保険法上、保険給付に伴い、事業主の権利を制約し又は義務を課す法律上の根拠はなく、労災保険法による保険給付それ自体には、事業主の利益を侵害する要素は含まれない。

…

(2) 労災保険法の趣旨、目的等

ア …ここで、使用者と労働者の間に補償関係を形成する直接補償の方法によれば、使用者の資力等によって労働者は補償請求権を失う危険があり、他方、使用者においても、災害の規模が大きければ、その負担は経営上致命的ともなりかねないことから、補償という法的に課される危険を分散し、一時に多額の出費を回避する手段をとることが望ましい。労災保険制度は、このような社会的基盤の下、使用者の労災補償責任を集団的に填補する社会保険制度として創設されたものである。（書証略、弁論の全趣旨）

…

イ …

前記アの労災保険制度の沿革を踏まえると、当該目的は、労働基準法上の使用者の無過失賠償責任を前提として、政府（国）が管掌する保険制度を創設することにより、労働災害に対する補償の履行を確保する趣旨であ

ると解され、具体的には、使用者が無資力の場合に被災労働者等が補償を受けられないリスク自体を回避する趣旨のほか、使用者が補償の履行を拒否する場合に、民事訴訟を提起することを強いられる負担から被災労働者等を解放し、行政手続による災害補償の支給を迅速かつ確実に実現する趣旨を含むものと解される。

ウ この点、事業主が、業務災害支給処分の取消訴訟を提起し、当該処分を取り消す判決がされた場合には、取消判決の拘束力（行訴法 33 条 1 項）により、被災労働者等は労災保険給付の支給を受けることができなくなると考えられるが、前記イの後者の目的（民事訴訟を提起することを強いられる負担から被災労働者等を解放し、行政手続による災害補償の支給を迅速かつ確実に実現すること）に照らすと、労災保険法が、事業主が提起する業務災害支給処分の取消訴訟の結果により、労災保険の受給に係る被災労働者等の地位が左右される事態を想定しているとは考え難い。

...

(3) 徴収法の趣旨、目的等

ア ...

当該規定は、あくまで、労災保険事業全体について、長期的な収支の均衡を図ることを目的としており、個別の事業主の事業に係る個々の保険給付の発生と、これに対応して当該事業主が負担すべき保険料の額との間の収支の均衡を要求するものではないことは明らかである。

イ ……徴収法が予定する労災保険事業の運営の在り方としては、そのような個別の事象は、労災保険事業全体の長期的な収支においてその均衡を図ることが想定されているというべきであり、誤った業務災害支給処分について、事業主の不服申立てにより、当該給付自体のは正を図ることが予定されているものとはいえない。

(4) メリット制について

...

ウ ……徴収法は、本来的に、要件の判断を誤った業務災害支給処分により過大な保険給付がなされた場合であっても、労災保険事業全体の長期的な収支においてその均衡を図ることを想定しているのであって、メリット制の適用の有無により、徴収法が予定する労災保険事業の運営の在り方が変容するような事態は想定し難い。

以上を考慮すれば、メリット制に係る特定事業主の利益は、あくまで、徴収法に基づく労働保険料の認定処分との関係で考慮されるべき法律上の利益となり得るにとどまるものと解するのが相当であり、事業主の不服申立てにより、個別の保険給付自体のは正を図ることが予定されているも

のとはいひ難い。

…
(5) まとめ

以上のとおり、労災保険法は、専ら、被災労働者等の法的利益の保護を図ることのみを目的とし、事業主の利益を考慮しないことを前提としていると解するのが相当であり、労災保険法及び徴収法並びにこれの下位法令を通覧しても、処分の根拠法令である労災保険法が、業務災害支給処分との関係で、特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を保護していると解する法律上の根拠は見出せない。そうすると、根拠法令が、特定事業主の労働保険料に係る法律上の利益を個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むものとは解されず、…特定事業主は、業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないと解するのが相当である。

(6) 原告の主張について

…
イ 業務災害支給処分の違法性を争う特定事業主の手続的保障について

…
しかしながら、特定事業主に業務災害支給処分の取消訴訟の原告適格が認められないとの結論に鑑みれば、いわゆる違法性の承継の問題について、特定事業主の労働保険料の認定処分に係る法律上の利益の手続的保障の観点からは、徴収法上の労働保険料の認定処分に対する不服申立てないし同処分の取消訴訟において、労働保険料の算出において考慮される業務災害支給処分について、同処分が取り消されていない場合であっても、その違法性（業務起因性を欠くこと等）を取消事由として主張することが許される余地があるものと解するのが相当である。違法性の承継の問題について、法令上予定されている先行の処分と後行の処分とが、相結合して初めて所定の法律効果を発揮する場合のように、両処分が不可分の関係にあることは、違法性の承継が認められるための不可決の要件ではないと解される（最高裁平成21年（行ヒ）第145号同21年12月17日第一小法廷判決・民集63巻10号2631頁参照）。

また、業務災害支給処分の違法性を理由に労働保険料の認定処分を取り消す判決がされた場合に、同判決に生じる拘束力（行訴法33条1項）により、行政庁が同判決と整合しない当該業務災害支給処分の取消義務を負うか否かについては、要件の判断を誤った業務災害支給処分により過大な保険給付がされることはメリット制の適用の有無にかかわらず生じ得るところ、徴収法は、そのような場合であっても、労災保険事業全体の長期的な収支においてその均衡を図ることを想定していることに照らし、消極

に解するのが相当である。

東京高判令和4年11月29日（一般社団法人Y財団事件高裁判決）

＜概要＞

前掲一般社団法人Y財団事件地裁判決において、原告は、労災認定はその判断を誤った違法なものとして、監督署長による労災保険給付支給決定の取消を求めたが、取消訴訟の原告適格を有しないとして請求却下されたところ、これについて控訴した。

本件高裁は、前掲東京高判平成29年9月21日（医療法人社団X事件）を引用しつつ、原告（特定事業主）は、自らの事業に係る業務災害支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有すると判断し、原審破棄差し戻しをした。

＜判決＞

…

したがって、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分がされた場合、同処分の名宛人以外の者ではあるものの、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、他方、同処分がその違法を理由に取り消されれば、当該処分は効力を失い、当該処分に係る特定事業主の次々年度以降の労働保険料の額を算定するに当たつて、当該処分に係る業務災害保険給付等の額はその基礎とならず、これに応じた労働保険料の納付義務を免れ得る関係にあるのであるから、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによつてこれを回復すべき法律上の利益を有するものというべきである（東京高裁平成29年（行コ）第57号同年9月21日判決・労働判例1203号76頁参照）。

…

…原審は、先行する業務災害支給処分の違法性が、後行する労働保険料認定処分に承継され、労働保険料認定処分の取消訴訟において、業務災害支給処分が取り消されていない場合であっても、その違法を取消事由として主張することが許される余地があると判断した。

しかし、業務災害支給処分と労働保険料認定処分は、相結合して初めてその効果を発揮するものということはできず、上記各処分が実体的に相互に不可分

の関係にあるものとして本来的な法律効果が後行の処分である労働保険料認定処分に留保されているということはできない。また、業務災害支給処分については、その適否を争うための手続的保障が特定事業主にも相応に与えられているものといえる一方で、特定事業主が労働保険料認定処分がされる段階までは争訟の提起という手段を執らないという対応を合理的なものとして容認するには相当ではないといえる。そして、業務災害支給処分については、その法律効果の早期安定が特に強く要請されるにもかかわらず、仮にその違法を理由に労働保険料認定処分を取り消す判決が確定すると、所轄労基署長により職権で取り消され得ることとなり、上記の早期安定の要請（ひいては労働者の保護の要請）を著しく害する結果となるものといえる。…以上の諸点に鑑みると、特定事業に従事する労働者について業務災害支給処分がされたことを前提として当該事業の特定事業主に対し労働保険料認定処分がされている場合には、業務災害支給処分が取消判決等により取り消されたもの又は無効なものでない限り、労働保険料認定処分の取消訴訟において、業務災害支給処分の違法を労働保険料認定処分の取消事由として主張することは許されないものと解するのが相当である（前掲東京高裁平成29年9月21日判決参照）。

山口地判令和4年9月21日（メリット制適用事業主の保険給付に係る訴えの利益が否定された事例）

<概要>

被災労働者の遺族は、被災労働者の死亡は石綿関連疾患によるものであるとして、遺族給付等を請求し、監督署長は支給決定をしたところ、当該被災労働者の石綿最終曝露事業場の事業主である原告は、自己の事業場において石綿にばく露した証拠はないとして、監督署長による労災保険給付支給決定の取消を求めた。

これに対して、労災保険制度の趣旨、内容等に照らせば、メリット制に係る特定事業主の利益はメリット制が適用されるに至り初めて考慮されるべきものであって、それ以前の個々の保険給付等の段階において考慮されるべきものとはいえないとして、取消訴訟の原告適格が否定された。

<判決>

…

すなわち、労災保険においては、被災労働者に対する個別の保険給付等による補償を国が迅速かつ公正に行う一方で、制度を維持するために財政の均

衡を確保すべく、全事業主の費用共同負担の仕組みが採用され、基本的には当該事業場で生じた業務災害の多寡にかかわらず事業主に一律の保険率（基準労災保険率）による保険料を納付させつつ、一定規模以上の事業（特定事業）については、各特定事業主間の公平性を確保するため、メリット制の適用により、業務災害の多寡に応じて個々の保険率（改定労災保険率）による保険料を納付させている。

他方、特定事業主間での公平な費用分担については、個々の保険給付等の手続や基準労災保険率の設定に当たり、上記した特定事業主の利益に配慮した定めは見当たらず、あくまで、メリット制における計算上、個々の保険給付等の額が一要素として考慮され、特定事業主間の個々の保険給付等の額の差に見合った改定労災保険率が算出されるという限度で、上記配慮がされているにすぎない。

このような労災保険制度の趣旨、内容等に照らせば、個々の保険給付等がされる段階において事業主が違法・過大な保険給付等の是正を通じて自己の保険料の是正を図るという方法は、迅速な保険給付等や財政の均衡確保といった上記趣旨とは両立し難いものである。そして、このような労災保険制度の在り方を踏まえれば、メリット制に係る特定事業主の利益（他の特定主との関係で、個々の保険給付等の差に見合った労災保険に係る費用の公平な分担がなされるべき利益）は、メリット制が適用されるに至り初めて考慮されるべきものであって、それ以前の個々の保険給付等の段階において考慮されるべきものとはいえない。

ウ したがって、メリット制に係る特定事業主の上記利益は、個別の保険給付等の支給処分において考慮されるべきものとはいえないから、結局、原告が主張する、労働保険料の納付義務の範囲を違法に増大されない特定事業主の利益も、同様に個別の保険給付等の支給処分において考慮されるべきものとはいえない。

【公定力の範囲及び違法性の承継に関する裁判例】

最判平成 12 年 4 月 11 日（富士通半導体訴訟上告審判決）

<概要>

無効理由が存在することが明らかな特許権に基づき第三者に対して差止め、損害賠償等の請求をした場合につき、特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができ、審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、訂正審判の請求がなされているなどの特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないとされた。

<判決>

…特許法は、特許に無効理由が存在する場合に、これを無効とするためには専門的知識経験を有する特許庁の審判官の審判によることとし（同法一二三条一項、一七八条六項）、無効審決の確定により特許権が初めから存在しなかったものとみなすものとしている（同法一二五条）。したがって、特許権は無効審決の確定までは適法かつ有効に存続し、対世的に無効とされるわけではない。

しかし、本件特許のように、特許に無効理由が存在することが明らかで、無効審判請求がされた場合には無効審決の確定により当該特許が無効とされることが確実に予見される場合にも、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求が許されると解することは、次の諸点にかんがみ、相当ではない。

(一) このような特許権に基づく当該発明の実施行行為の差止め、これについての損害賠償等を請求することを容認することは、実質的に見て、特許権者に不当な利益を与え、右発明を実施する者に不当な不利益を与えるもので、衡平の理念に反する結果となる。また、(二) 紛争はできる限り短期間に一つの手続で解決するのが望ましいものであるところ、右のような特許権に基づく侵害訴訟において、まず特許庁における無効審判を経由して無効審決が確定しなければ、当該特許に無効理由の存在することをもって特許権の行使に対する防御方法とすることが許されないとすることは、特許の対世的な無効までも求める意思のない当事者に無効審判の手続を強いることとなり、また、訴訟経済にも反する。さらに、(三) 特許法一六八条二項は、特許に無効理由が存在することが明らかであって前記のとおり無効とされることが確実に予見される場合においてまで訴訟手続を中止すべき旨を規定したものと解することはできな

い。

したがって、特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができると解すべきであり、審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないと解するのが相当である。このように解しても、特許制度の趣旨に反するものとはいえない。大審院明治三六年（れ）第二六六二号同三七年九月一五日判決・刑録一〇輯一六七九頁、大審院大正五年（才）第一〇三三号同六年四月二三日判決・民録二三輯六五四頁その他右見解と異なる大審院判例は、以上と抵触する限度において、いずれもこれを変更すべきである。

最判平成13年6月12日（生ゴミ処理装置事件）

＜概要＞

特許を受ける権利の共有者の権利承継人として特許権の設定登録を受けた者が無権利者であった場合に、当該共有者がなした特許権持分の移転登録請求が、特許の成立と有効性についての特許庁の第一次判断権の尊重を理由に棄却することは相当でないとして認容された。

＜判決＞

…本件発明につき特許を受けるべき真の権利者は上告人及び上告補助参加人であり、被上告人は特許を受ける権利を有しない無権利者であって、上告人は、被上告人の行為によって、財産的利益である特許を受ける権利の持分を失ったのに対し、被上告人は、法律上の原因なしに、本件特許権の持分を得ているということができる。また、上記2の事実関係の下においては、本件特許権は、上告人がした本件特許出願について特許法所定の手続を経て設定の登録がされたものであって、上告人の有していた特許を受ける権利と連続性を有し、それが変形したものであると評価することができる。

他方、上告人は、本件特許権につき特許無効の審判を請求することはできるものの、特許無効の審決を経て本件発明につき改めて特許出願をしたとしても、本件特許出願につき既に出願公開がされていることを理由に特許出願が拒絶され、本件発明について上告人が特許権者となることはできない結果になるのであって、それが不当であることは明らかである（しかも、本件特許権につき特許無効の審決がされることによって、真の権利者であることにつき争いのな

い上告補助参加人までもが権利を失うことになるとすると、本件において特許無効の審判手続を経るべきものとするのは、一層適当でないと考えられる。)。また、上告人は、特許を受ける権利を侵害されたことを理由として不法行為による損害賠償を請求する余地があるとはいえ、これによって本件発明につき特許権の設定の登録を受けていれば得られたであろう利益を十分に回復できるとはい難い。その上、上告人は、被上告人に対し本件訴訟を提起して、本件発明につき特許を受ける権利の持分を有することの確認を求めていたのであるから、この訴訟の係属中に特許権の設定の登録がされたことをもって、この確認請求を不適法とし、さらに、本件特許権の移転登録手続請求への訴えの変更も認めないとすることは、上告人の保護に欠けるのみならず、訴訟経済にも反するというべきである。

これらの不都合を是正するためには、特許無効の審判手続を経るべきものとして本件特許出願から生じた本件特許権自体を消滅させるのではなく、被上告人の有する本件特許権の共有者としての地位を上告人に承継させて、上告人を本件特許権の共有者であるとして取り扱えば足りるのであって、そのための方法としては、被上告人から上告人へ本件特許権の持分の移転登録を認めるのが、最も簡明かつ直接的であるということができる。

もっとも、特許法は、特許権が特許庁における設定の登録によって発生するものとし、また、特許出願人が発明者又は特許を受ける権利の承継者でないことが特許出願について拒絶をすべき理由及び特許を無効とすべき理由になると規定した上で、これを特許庁の審査官又は審判官が第1次的に判断するものとしている。しかし、本件においては、本件発明が新規性、進歩性等の要件を備えていることは当事者間で争われておらず、専ら権利の帰属が争点となっているところ、特許権の帰属自体は必ずしも技術に関する専門的知識経験を有していないくとも判断し得る事項であるから、本件のような事案において行政庁の第1次的判断権の尊重を理由に前記と異なる判断をすることは、かえって適当とはいえない。また、本件特許権の成立及び維持に関しては、特許料を負担するなど、被上告人の寄与による部分もあると思われるが、これに関しては上告人が被上告人に対して被上告人のした負担に相当する金銭を償還すべきものとすれば足りるのであって、この点が上告人の被上告人に対する本件請求の妨げになるものではない。

以上に述べた点を考慮すると、本件の事実関係の下においては、上告人は被上告人に対して本件特許権の被上告人の持分につき移転登録手続を請求することができると解するのが相当である。

最判平成17年4月14日（処分取消請求事件）

＜概要＞

登録免許税法31条1項及び2項の趣旨は、過誤納金の還付が円滑に行われるようるために簡便な手続を設けることにあるから、同項が前記の請求につき1年の期間制限を定めているのも、登記等を受けた者が前記の簡便な手続を利用するについてその期間を画する趣旨であるにすぎないのであって、当該期間経過後は還付請求権が存在していても一切その行使をすることができず、登録免許税の還付を請求するには専ら同項所定の手続によらなければならぬこととする手続の排他性を定めるものであるということはできないとされた。

＜判決＞

(1) 登録免許税については、納税義務は登記の時に成立し、納付すべき税額は納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで確定する（国税通則法（平成11年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）15条2項14号、3項6号）。そこで、登録免許税の納税義務者は、過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合には、そのことによって当然に還付請求権を取得し、同法56条、74条により5年間は過誤納金の還付を受けることができるのであり（登録免許税法31条6項4号参照）、その還付がされないときは、還付金請求訴訟を提起することができる。

この点につき登録免許税法31条1項は、同項各号のいずれかに該当する事実があるときは、登記機関が職権で遅滞なく所轄税務署長に過誤納金の還付に関する通知をしなければならないことを規定している。これは、登録免許税については、登記等をするときに登記機関がその課税標準及び税額の認定をして登録免許税の額の納付の事実の確認を行うこととしていることに対応する規定であり、登記機関が職権で所轄税務署長に対して過誤納金の存在及びその額を通知することとし、これにより登録免許税の過誤納金の還付が円滑かつ簡便に行われるようすることを目的とする。そして、同条2項は、登記等を受けた者が登記機関に申し出て上記の通知をすべき旨の請求をすることとし、登記等を受けた者が職権で行われる上記の通知の手続を利用して簡易迅速に過誤納金の還付を受けることができるようになっている。

同条1項及び2項の趣旨は、上記のとおり、過誤納金の還付が円滑に行われるようするために簡便な手続を設けることにある。同項が上記の請求につき1年の期間制限を定めているのも、登記等を受けた者が上記の簡便な手続を利用するについてその期間を画する趣旨であるにすぎないのであって、当該期間

経過後は還付請求権が存在していても一切その行使をすることができず、登録免許税の還付を請求するには専ら同項所定の手続によらなければならないこととする手続の排他性を定めるものであるということはできない。このように解さないと、税務署長が登記等を受けた者から納付していない登録免許税の納付不足額を徴収する場合には、国税通則法72条所定の国税の徴収権の消滅時効期間である5年間はこれを行うことが可能であるにもかかわらず、登録免許税の還付については、同法74条所定の還付金の消滅時効期間である5年間が経過する前に、1年の期間の経過によりその還付を受けることができなくなることとなり、納付不足額の徴収と権衡を失するものといわざるを得ない。

最判平成18年1月19日（裁決取消請求事件）

<概要>

国税徴収法39条所定の第二次納税義務者は、本来の納税義務者に対する課税処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するから、本来の納税義務者に対する課税処分につき国税通則法75条に基づく不服申立てをするとされた。

<判決>

(1) 国税徴収法39条は、滞納者である本来の納税義務者が、その国税の法定納期限の1年前の日以後にその財産について無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分を行ったために、本来の納税義務者に対して滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた第三者に対し、これらの処分により受けた利益が現に存する限度において、本来の納税義務者の滞納に係る国税の第二次納税義務を課している。同条に定める第二次納税義務は、本来の納税義務者に対する主たる課税処分等によって確定した主たる納税義務の税額につき本来の納税義務者に対して滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められる場合に、前記のような関係にある第三者に対して補充的に課される義務であって、主たる納税義務が主たる課税処分によって確定されるときには、第二次納税義務の基本的内容は主たる課税処分において定められるのであり、違法な主たる課税処分によって主たる納税義務の税額が過大に確定されれば、本来の納税義務者からの徴収不足額は当然に大きくなり、第二次納税義務の範囲も過大となつて、第二次納税義務者

は直接具体的な不利益を被るおそれがある。他方、主たる課税処分の全部又は一部がその違法を理由に取り消されれば、本来の納税義務者からの徴収不足額が消滅し又は減少することになり、第二次納税義務は消滅するか又はその額が減少し得る関係にあるのであるから、第二次納税義務者は、主たる課税処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するというべきである。

最判平成 21 年 12 月 17 日（建築確認処分取消等請求、追加的併合申立て事件）

<概要>

東京都建築安全条例 4 条 3 項に基づく安全認定が行われたうえで建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために同条例 4 条 1 項所定の接道義務の違反があると主張することは許されるとされた。

<判決>

以上のとおり、建築確認における接道要件充足の有無の判断と、安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているが、もともとは一体的に行われていたものであり、避難又は通行の安全の確保という同一の目的を達成するために行われるものである。そして、前記のとおり、安全認定は、建築主に対し建築確認申請手続における一定の地位を与えるものであり、建築確認と結合して初めてその効果を発揮するのである。

(2) 他方、安全認定があっても、これを申請者以外の者に通知することは予定されておらず、建築確認があるまでは工事が行われることもないから、周辺住民等これを争おうとする者がその存在を速やかに知ることができるとは限らない（これに対し、建築確認については、工事の施工者は、法 89 条 1 項に従い建築確認があった旨の表示を工事現場にしなければならない。）。そうすると、安全認定について、その適否を争うための手続的保障がこれを争おうとする者に十分に与えられているというのは困難である。仮に周辺住民等が安全認定の存在を知ったとしても、その者において、安全認定によって直ちに不利益を受けることはなく、建築確認があった段階で初めて不利益が現実化すると考えて、その段階までは争訟の提起という手段は執らないという判断をすることがあながち不合理であるともいえない。

(3) 以上の事情を考慮すると、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために本件条例4条1項所定の接道義務の違反があると主張することは許されると解するのが相当である。

最判平成22年6月3日（損害賠償請求事件）

＜概要＞

たとえ固定資産の価格の決定及びこれに基づく固定資産税等の賦課決定に無効事由が認められない場合であっても、公務員が納税者に対する職務上の法的義務に違背して当該固定資産の価格ないし固定資産税等の税額を過大に決定したときは、これによって損害を被った当該納税者は、取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行いうるとされた。

＜判決＞

(1) 国家賠償法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と定めており、地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときは、当該地方公共団体がこれを賠償する責任を負う。前記のとおり、地方税法は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税等の納税者は、同委員会に対する審査の申出及びその決定に対する取消しの訴えによってのみ争うことができる旨を規定するが、同規定は、固定資産課税台帳に登録された価格自体の修正を求める手続に関するものであって(435条1項参照)、当該価格の決定が公務員の職務上の法的義務に違背してされた場合における国家賠償責任を否定する根拠となるものではない。

原審は、国家賠償法に基づいて固定資産税等の過納金相当額に係る損害賠償請求を許容することは課税処分の公定力を実質的に否定することになり妥当ではないともいうが、行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、あらかじめ当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではない(最高裁昭和35年(才)第248号同36年4月21日第二小法廷判決・民集15巻4号850頁参照)。このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消し

た場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異ならないというべきである。

そして、他に、違法な固定資産の価格の決定等によって損害を受けた納税者が国家賠償請求を行うことを否定する根拠となる規定等は見いだし難い。

したがって、たとい固定資産の価格の決定及びこれに基づく固定資産税等の賦課決定に無効事由が認められない場合であっても、公務員が納税者に対する職務上の法的義務に違背して当該固定資産の価格ないし固定資産税等の税額を過大に決定したときは、これによって損害を被った当該納税者は、地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得るものと解すべきである。

【行政行為の効力に関する裁判例】

最判昭和 28 年 9 月 4 日（土地賃貸借解約許可取消指令取消請求上告事件）

＜概要＞

都道府県知事が農地調整法九条三項によつてした農地賃貸借解約許可処分は、賃貸借の両当事者を拘束する法律状態を形成するものであるから、たとえ、後日その許可申請書に、事実に合わない記載があつたため錯誤によつしたものであることが判明したとしても、申請者側に詐欺等の不正行為のあつたことが顕著でない限り、それだけの理由で取消すことは許されないとされた。

＜判決＞

所論は上告人において再調査の結果、被上告人の許可申請書記載の事項と事実と相違する点が明白となつたから許可処分に要素の錯誤による違法を認め且かかる処分を存置するのは一般農民に対し悪影響があるので公益的見地から右処分の取消を断行したといふのである。元来許可が行政庁の自由裁量に属するものであつても、それはもともと法律の目的とする政策を具体的の場合に行政庁をして実現せしめるために授権されたものであるから、処分をした行政庁が自らその処分を取消すことができるかどうか、即ち処分の拘束力をどの程度に認めうるかは一律には定めることができないものであつて、各処分について授権をした当該法律がそれによつて達成せしめんとする公益上の必要、つまり当該処分の性質によつて定まるものと解するのが相当である。…

最判昭和 33 年 9 月 9 日（農地買収令書取消処分無効確認請求上告事件）

＜概要＞

買収令書を発してから三年四箇月を経過した後に、買収目的地のうちに若干の宅地が含まれていたという理由で買収令書の全部を取消すことは、買収農地の売渡を受けるべき者の利益を犠牲に供してもなおかつ令書の全部を取消さなければならない公益上の必要があるとは解されないから、右取消処分は、違法の瑕疵があるとされた。

＜判決＞

原審の確定するところによれば、被上告人秋田県知事は昭和二三年一月訴外 A 所有の本件土地につき買収令書を発したが、その後約三年四箇月を経過した

昭和二六年五月二一日右買収令書を全部取り消した、取消の理由は、買収目的地のうちに宅地約二百坪（全買収地の一〇分の一にも足りない面積）、が含まれているのに、これを一括して農地として買収したことは違法であるというにあり、なお、上告人は、買収地のうち農地部分につき売渡を受くべき地位にあつた、というのである。以上の事実関係の下では、特段の事情のない限り買収農地の売渡を受くべき上告人の利益を犠牲に供してもなおかつ買収令書の全部（農地に関する部分を含む）を取り消さなければならない公益上の必要があるとは解されないから、右特段の事情がない限り、本件取消処分は、違法の瑕疵を帯びるものと解すべきである。そして、本訴請求は、右取消処分の無効確認を求めるというのであるが、本件記録によれば、上告人が本訴を提起したのは昭和二六年六月四日であつて、これが取消訴訟の出訴期間内に提起されたものであることは明らかであるから、本件無効確認請求のうちには取消請求を含むものと解するのが相当である。…

最判昭和43年11月7日（所有権確認等請求上告事件）

＜概要＞

農地の買収計画・売渡計画は、既に法定期間の徒過により争訟手続によってその効力を争いえなくなったものであっても、取消によって生ずる不利益と取消をしないことの不利益とを比較考量し、しかも、右処分を放置することが公共の福祉の要請に照し著しく不当と認められるときは、取消すことができるとされた。

＜判決＞

…自作農創設特別措置法の規定に基づく農地の買収計画、売渡計画のごとき行政処分は、それが一定の争訟手続に従い、なかんずく当事者を手続に関与せしめて紛争の終局的解決が図られ確定するに至つた場合は、当事者がこれを争うことができなくなることはもとより、行政庁も、特別の規定のない限り、それを取り消しまたは変更し得ない拘束を受けるに至るものであることは、当裁判所の判例とするところであるが（昭和二五年（才）第三五四号、同二九年一月二一日第一小法廷判決、民集八巻一号一〇二頁、昭和二六年（才）第九〇五号、同二九年五月一四日第二小法廷判決、民集八巻五号九三七頁、昭和四〇年（行ツ）第一〇三号、同四二年九月二六日第三小法廷判決、民集二一巻七号一八八七頁参照）、原審の適法に確定したところによれば、本件においてはそのような争訟手続による終局的解決がなされておらず、玉川地区農業委員会の

した前記取消処分は、自作農創設特別措置法の規定による争訟手続としての異議申立期間を経過した後における訴外由よりの買収計画に対する事実上の異議の申出を契機として、同委員会のした調査に基づきなされたものであり、従つて、前記取消処分の客体となつた本件買収計画および売渡計画は、前記のような特別の規定のない限り行政庁が自らそれを取り消しまたは変更し得ない拘束を受けるに至つた場合に該当する行政処分でないことが明らかである。

しかして、このような場合においては、買収計画、売渡計画のごとき行政処分が違法または不当であれば、それが、たとえ、当然無効と認められず、また、すでに法定の不服申立期間の徒過により争訟手続によつてその効力を争い得なくなつたものであつても、処分をした行政庁その他正当な権限を有する行政庁においては、自らその違法または不当を認めて、処分の取消によつて生ずる不利益と、取消をしないことによつてかかる処分に基づきすでに生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、しかも該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができると解するのが相当である（昭和二八年（才）第三七五号、同三一年三月二日第二小法廷判決、民集一〇巻三号一四七頁参照）。

東京高判平成16年9月7日（障害年金再裁定処分取消等請求控訴事件）

＜概要＞

厚生年金保険法に基づく障害年金に関する昭和52年の支給裁定が違法であったとして平成13年に社会保険庁長官がこれを取り消し、昭和50年にさかのぼって減額する旨の再裁定処分をしたことについて、過去5年分の過払いについてのみ内払調整の方法により返還を求める方法をとることで緩和措置がとられており、また、既得権の侵害や第三者との間の法律関係が害されることがないなどとして、違法がないとされた。

＜判決＞

1 一般に、行政処分は適法かつ妥当なものでなければならないから、いったんされた行政処分も、後にそれが違法又は不当なものであることが明らかになつた場合には、法律による行政の原理又は法治主義の要請に基づき、行政行為の適法性や合目的性を回復するため、法律上特別の根拠なくして、処分をした行政庁が自ら職権によりこれを取り消すことができるというべきであるが、ただ、取り消されるべき行政処分の性質、相手方その他の利害関係人の既得の権利利益の保護、当該行政処分を基礎として形成された新たな法律関係の安定の

要請などの見地から、条理上その取消しをすることが許されず、又は、制限される場合があるというべきである。そして、授益的な行政処分がされた場合において、後にそれが違法であることが明らかになったときは、行政処分の取消しにより処分の相手方が受ける不利益と処分に基づいて生じた効果を維持することの公益上の不利益とを比較考量し、当該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときには、処分をした行政庁がこれを職権で取り消し、遡及的に処分がされなかつたのと同一の状態に復せしめることが許されると解するのが相当である。

最判令和3年6月4日（被災者生活再建支援金支給決定取消処分取消請求本訴、不当利得返還請求反訴、不当利得返還請求事件）

<概要>

X さんは、東日本大震災が発生した当時、仙台市 A 区所在のマンションに居住していた。Y は、宮城県から支援金の支給に関する事務の委託を受けた支援法人である。

A 区は、平成 23 年 8 月に、部位別損害割合の合計を 46% と認定し、本件世帯主らに対し、上記被害の程度が大規模半壊である旨の罹災証明書を交付した。Y は、X から本件証明書を添付してされた申請に基づき、同年 9 月から同年 12 月までの間に、本件 X らが大規模半壊世帯に該当するとして、支援法 3 条所定の金額（37 万 5000 円～150 万円）の支援金を支給した。しかし、A 区は、平成 23 年 12 月、職権で本件マンションの被災状況を更に調査した結果、部位別損害割合の合計が 16% にとどまるとして、平成 24 年 2 月、本件世帯主らに対し、被害の程度が一部損壊である旨の罹災証明書を改めて交付した。

そこで、Y は、平成 25 年 4 月、本件世帯主らに対し、本件各世帯が大規模半壊世帯に該当するとの認定に誤りがあることを理由に、本件各支給決定を取り消す旨の決定（以下「本件各取消決定」という。）をした。

本件は、X さんが、本件各支給決定を取り消すことは許されないとして、Y を相手に、本件各取消決定の取消しを求めた事件であり、争点は、支給要件の認定の誤りを理由に本件各支給決定を取り消すことが許されるかであった。

最高裁は、この点について、本件各支給決定を取り消すことは許されると判断した。

<判決>

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、

次のとおりである。

(1) 支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とするものである（1条）。そして、支援金の支給要件は、支援法2条2号の定義する「被災世帯」に該当すること、すなわち、その居住する住宅が所定の自然災害により所定の程度以上の被害を受けた世帯であることのみであって（同条、支援法3条1項）、当該世帯が経済的に困窮しているか否かを問わないものとされている。また、支援金の額も、同条2項から5項までに法定されており、支援法2条2号イからハまで所定の全壊等か同号ニ所定の大規模半壊に当たるかの別と、一人のみの世帯か否かの別、及び居住する住宅を建設、購入、補修又は賃借する場合の定額加算により一律に定まるのであって（本件各世帯については37万5000円～150万円と定められた。）、実際の損失額や今後の住宅の建替えや補修等に必要となる額に応じて支援金の額が決定されるものではない。

上記のような支援法の目的、内容等に照らすと、支援法は、その目的を達成するための手段として、自然災害による被害のうち住宅に生じたものに特に着目し、その被害が大きく、所定の程度以上に達している世帯のみを対象として、その被害を慰謝する見舞金の趣旨で支援金を支給するという立法政策を採用したものと解される。そして、支援法は、その目的を達成するため、支給要件である被災世帯に該当するか否かについての認定を迅速に行うことを求めつつ、公平性を担保するため、その認定を的確に行うことも求めているものと解される。

(2)ア 前記事実関係等によれば、…本件各世帯は、…支援法の規定する「被災世帯」には該当しなかったのであるから、本件各支給決定は、本件各世帯の被災世帯該当性についての認定に誤りがあるという瑕疵を有するものといわざるを得ない。そして、この瑕疵は、前記で説示したところによれば、支援法の規定する支援金の支給要件の根幹に関わるものというべきである。

…

イ 本件各支給決定の効果を維持することによって生ずる不利益を更に検討すると、その効果を維持した場合には、支援金の支給に関し、東日本大震災により被害を受けた極めて多数の世帯の間において、公平性が確保されないこととなる。このような結果を許容することは、支援金に係る制度の適正な運用ひいては当該制度それ自体に対する国民の信頼を害することとなる。

また、支援金は、…その全てが究極的には国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているところ、本件各支給決定の効果を維持した場合

には、その財源を害することになる。

さらに、…本件のような誤った支給決定の効果を維持するとした場合には、今後、市町村において、…その認定を誤らないようにするために、過度に慎重かつ詳細な調査、認定を行うことを促すことにもなりかねず、かえって支援金の支給の迅速性が害されるおそれがある。

…

(3) その一方で、本件各支給決定を取り消すことによって生ずる不利益を検討すると、その取消しがされた場合には、本件世帯主らにとっては、その有効性を信頼し、あるいは既に全額を費消していたにもかかわらず、本件各支援金相当額を返還させられる結果となる。このことによる負担感は、…小さくないといわざるを得ない。

しかしながら、前記のとおり、本件世帯主らは、支援法上、本件各支援金に係る利益を享受することのできる法的地位をおよそ有しないのである。また、本件世帯主らは、既に利益を得たことに対応して金員の返還を求められているにとどまり、新たな金員の拠出等を求められているわけではない。…

(4) 以上に加え、本件各支給決定を取り消すまでの期間が不当に長期に及んでいるともいい難いことをも併せ考慮すると、前記瑕疵を有する本件各支給決定については、その効果を維持することによって生ずる不利益がこれを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その取消しを正当化するに足りる公益上の必要があると認められる。

【取消訴訟の原告適格に関する裁判例】

最判昭和 53 年 3 月 14 日（ジュース事件）

<概要>

法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であつて、行政法規が他の目的として行政権の行使に制約を課している結果一定の者が受けることとなる反射的利益とは区別されるべきとされた。

<判決>

景表法の右条項にいう「第一項……の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。

右にいう法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益であつて、それは、行政法規が他の目的、特に公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けこととなる反射的利益とは区別されるべきものである。

最判平成元年 2 月 17 日（新潟空港定期航空運送事業免許処分取消訴訟上告審判決）

<概要>

航空法 101 条は、飛行場周辺に居住する者が航空機の騒音によって著しい障害を受けないという利益をこれら個々人の個別的利益としても保護すべきとする趣旨を含み、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消を求めるにつき法律上の利益を有する者とされた。

<判決>

当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別

的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によつて形成される法体系の中ににおいて、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられないとみることができるかどうかによつて決すべきである。

最大判平成17年12月7日（小田急高架化訴訟上告審）

＜概要＞

鉄道高架事業に起因する騒音、振動等による被害は、事業地の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に生じ、このような被害を反復、継続して受けた場合、健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないことを指摘しつつ、都市計画事業の認可に関する規定は、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるとされた。

＜判決＞

公害防止計画に関するこれらの規定は、相当範囲にわたる騒音、振動等により健康又は生活環境に係る著しい被害が発生するおそれのある地域について、その発生を防止するために総合的な施策を講ずることを趣旨及び目的とするものと解される。そして、都市計画法13条1項柱書きが、都市計画は公害防止計画に適合しなければならない旨を規定していることからすれば、都市計画の決定又は変更に当たっては、上記のような公害防止計画に関する公害対策基本法の規定の趣旨及び目的を踏まえて行われることが求められるものというべきである。

さらに、東京都においては、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、これらの結果について公表すること等の手続に関し必要な事項を定めることにより、事業の実施に際し公害の防止等に適正な配慮がされることを期し、都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として、本件条例が制定されている。…これらの規定は、都市計画の決定又は変更に際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とするものということができる。

…併せて、都市計画法66条が、認可の告示があったときは、施行者が、事業の概要について事業地及びその付近地の住民に説明し、意見を聴取する等

の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られる
ように努めなければならないと規定していることも考慮すれば、都市計画事業
の認可に関する同法の規定は、事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周
辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、も
って健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、そ
の趣旨及び目的とするものと解される。

…そのような事業に起因する騒音、振動等による被害を直接的に受けるの
は、事業地の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度
は、居住地が事業地に接近するにつれて増大するものと考えられる。また、こ
のような事業に係る事業地の周辺地域に居住する住民が、当該地域に居住し続
けることにより上記の被害を反復、継続して受けた場合、その被害は、これら
の住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないものである。そし
て、都市計画事業の認可に関する同法の規定は、その趣旨及び目的にかんがみ
れば、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、
振動等によってこのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないと
いう具体的利益を保護しようとするものと解されるところ、前記のような被害
の内容、性質、程度等に照らせば、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収
解消させることが困難なものといわざるを得ない。

最判平成 13 年 2 月 22 日（レンゴー事件）

＜概要＞

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 12 条 3 項各号所定の一定規模以上の事業においては、労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付不支給決定の取消判決が確定すると、その拘束力により労災保険給付支給決定がされて、次々年度以降の保険料が増額される可能性があるから、当該事業の事業主は、労働基準監督署長を補助するために労災保険給付不支給決定の取消訴訟に参加することが許されるとされた。

＜判決＞

- 2 原審は、概要次のとおり判示して、抗告人の補助参加の申出を却下すべきものとした。
 - (1) …
 - (2) 徴収法 12 条 3 項は、本案訴訟の結果により当然に保険料が増額されることを定めたものではないから、保険料増額の可能性があることをもつ

て抗告人が本件訴訟の結果について法律上の利害関係を有するということはできない。

3 しかしながら、原審の判断のうち上記（1）は是認することができるが、（2）は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

（1）…

（2）…徴収法12条3項各号所定の一定規模以上の事業においては、
労災保険給付の不支給決定の取消判決が確定すると、行政事件訴訟法33条の定める取消判決の拘束力により労災保険給付の支給決定がされて保険給付が行われ、次々年度以降の保険料が増額される可能性があるから、当該事業の事業主は、労働基準監督署長の敗訴を防ぐことに法律上の利害関係を有し、これを補助するために労災保険給付の不支給決定の取消訴訟に参加をすることが許されると解するのが相当である。…

【争点効に関する裁判例】

最判昭和 44 年 6 月 24 日（登記手続請求事件）

※ 争点効を否定した事例

<概要>

Y（上告人（別件訴訟の被上告人））は、X被上告人（別件訴訟の上告人）に対し、X（所有の建物およびその敷地（以下、当該建物を「本件建物」とい、当該敷地と併せて単に「本件不動産」という。）について、X・Y間の本件不動産の売買契約（以下「本件売買契約」という。）の履行としての建物の明渡しを求めた（別件訴訟）。別件訴訟は、X主張の契約の詐欺による取消の抗弁を排斥して、Yの請求原因を全部認容し、確定した。

その後、Xは、Yに対し、本件売買契約が詐欺により取り消されたとして、本件不動産の所有権に基づいて、本件不動産の所有権移転登記の抹消登記手続きを求めた（本件訴訟）ところ、別件訴訟が確定したとしても、訴訟物である抹消登記請求権の有無について既判力を有するにすぎず、本件不動産の所有権の存否については、既判力およびこれに類似する効力を有するものではないとされた。

<判決>

右確定判決は、その理由において、本件売買契約の詐欺による取消の抗弁を排斥し、右売買契約が有効であること、本件不動産が上告人（別件訴訟の被上告人）の所有であることを確認していても、訴訟物である建物の明渡請求権の有無について既判力を有するにすぎず、建物の所有権の存否について、既判力およびこれに類似する効力（いわゆる争点効、以下同様とする。）を有するものではない。本件訴訟における被上告人の請求原因は、売買契約が詐欺によって取り消されたことを理由として、所有権に基づいて、所有権移転登記の抹消登記手続を求めるというにあるから、本件訴訟において、被上告人の右請求原因が認容され、判決が確定したとしても、訴訟物である抹消登記請求権の有無について既判力を有するにすぎず、本件不動産の所有権の存否については、既判力およびこれに類似する効力を有するものではない。以上のように、両訴訟の確定判決は、本件不動産の所有権の存否について既判力およびこれに類似する効力を有するものではない。

最判昭和 51 年 9 月 30 日（所有権移転登記等請求上告事件）

※ 信義則により主張を排斥した事例

<概要>

農地の買収処分を受けた X が、その売渡しを受けた Y に対し、Y から右農地を買い戻したことの原因として所有権移転登記手続請求訴訟を提起したが、請求棄却の判決を受けて確定した（前訴）。

その後、X は Y 及びその承継人ら（以下単に「Y ら」という。）に対し、農地の買収処分の無効を原因として、売渡しによる所有権移転登記およびこれに続く所有権移転登記の抹消に代わる所有権移転登記手続請求の訴を提起した（本訴）ところ、本訴は、実質的には、前訴のむし返しというべきものであり、信義則に照らして許されないとされた。

<判決>

原審が適法に確定した事実及び本件記録によれば、上告人 C（引用者注：X を指す）は、前訴においても前記買収処分が無効であることを主張し、買収処分が無効であるため本件各土地は当然その返還を求めうべきものであるが、これを実現する方法として、土地返還約束を内容とする、実質は和解契約の性質をもつ前記売買契約を締結し、これに基づき前訴を提起したものである旨を一貫して陳述していたこと、（四）右上告人は、本訴における主張を前訴で請求原因として主張するにつきなんら支障はなかつたことが、明らかである。右事実関係のもとにおいては、前訴と本訴は、訴訟物を異にするとはいえ、ひつきよう、右 A の相続人（引用者注：X を指す）が、右 B の相続人及び右相続人（引用者注：Y らを指す）から譲渡をうけた者に対し、本件各土地の買収処分の無効を前提としてその取戻を目的として提起したものであり、本訴は、実質的には、前訴のむし返しというべきものであり、前訴において本訴の請求をすることに支障もなかつたのにかかわらず、さらに上告人（引用者注：X を指す）らが本訴を提起することは、本訴提起時にすでに右買収処分後約二〇年も経過しており、右買収処分に基づき本件各土地の売渡をうけた右 B 及びその承継人（引用者注：Y らを指す）の地位を不当に長く不安定な状態におくことになることを考慮するときは、信義則に照らして許されないものと解するのが相当である。

最判平成 10 年 6 月 12 日（報酬金等請求事件）

※ 信義則により主張を排斥した事例

<概要>

Xは、Yに対し、X・Y間の業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）に基づいて土地の買収等の業務を行い、商法512条又は民法130条に基づき12億円の報酬請求権を取得したと主張して、うち1億円の支払を求めたが、請求を棄却する旨の判決が確定した（前訴）。

Xは、前訴の判決確定後、本訴を提起し、主位的請求として、民法130条に基づく報酬請求権のうち前訴で請求した1億円を除く残額が2億9830万円であると主張してその支払を求め、予備的請求の1として、商法512条に基づく報酬請求権のうち前訴で請求した1億円を除く残額が2億9830万円であると主張してその支払いを求め、予備的請求の2として、本件業務委託契約の解除により報酬請求権を失うというXの損失において、Yが本件土地の交換価値の増加という利益を得たと主張し、不当利得返還請求権に基づいて報酬相当額2億6730万円の支払を求めた（本訴）ところ、主位的請求については、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴したXが残部請求の訴えを提起することは特段の事情がない限り、信義則に反して許されないこと、予備的請求についても、訴訟物を異にするものの、上告人に対して本件業務委託契約に基づく報酬請求権を有することを前提として報酬相当額の金員の支払を求める点において変わりはなく、報酬請求権の発生原因として主張する事実関係はほぼ同一であって、主位的請求と同様、信義則に反して許されないとされた。

<判決>

一個の金銭債権の数量的一部請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部について審理判断することが必要になる。数量的一部請求を全部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないとの判断を示すものであって、言い換えれば、後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。したがって、右判決が確定した後に原告（引用者注：Xを指す）が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告（引用者注：Yを指す）の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。以上の点に照らすと、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、被上告人の主位的請求は、前訴で数量的一部を請求して棄却判決を受けた報酬請求権につき、その残部を請求するものであり、

特段の事情の認められない本件においては、訴えの提起は、訴訟上の信義則に反して許されず、したがって、不適法として却下すべき。

予備的請求は、不当利得返還請求であり、前訴の請求及び本訴の主位的請求とは、訴訟物を異にするものの、上告人に対して本件業務委託契約に基づく報酬請求権を有することを前提として報酬相当額の金員の支払を求める点において変わりはなく、報酬請求権の発生原因として主張する事実関係はほぼ同一であって、前訴及び本訴の訴訟経過に照らすと、主位的請求と同様、実質的には敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸し返しに当たることが明らかである。予備的請求に係る訴えの提起も信義則に反して許されない右訴えを不適法として却下すべきである。